

令和4年第2回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3号、第8号から第10号）を除く

議案第4号から第7号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和4年第2回教育委員会会議

1 日 時 令和4年1月25日(火) 13時30分～16時00分

2 場 所 STV北2条ビル6階 AB会議室

3 出席者

教育長	檜田	英樹
委員	阿部	夕子
委員	佐藤	淳
委員	石井	知子
委員	道尻	豊
委員	中野	倫仁
教育次長	竹村	真一
生涯学習部長	丹尾	結子
教育政策担当課長	水野	栄二
学校ICT推進担当係	高村	慎太郎
生涯学習推進課長	村上	玄光
学校施設担当部長	松原	和幸
学校施設課長	前田	憲一
学校教育部長	相沢	克明
教育推進課長	佐々木	薫
教育課程担当課長	伊達	峰史
児童生徒担当部長	長谷川	正人
児童生徒担当課長	高屋敷	優
教職員担当部長	三戸部	文彦
教職員課長	烝野	直樹
中央図書館長	矢萩	英美
運営企画課長	中澤	優
総務課長	井上	達雄
庶務係長	松平	健次
書記	村上	彰隆

4 傍聴者 6名

5 議 題

- 報告第1号 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の報告について
- 議案第1号 令和4年度全国学力・学習状況調査の札幌市の対応について
- 議案第2号 令和4年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について
- 議案第3号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会委員の委嘱について
- 議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第7号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第8号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第9号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第10号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第2回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、道尻豊委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第3号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第4号から第8号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第9号から第10号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号、第3号及び第4号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号から議案第10号は、公開しないことといたします。

【議 事】

◎**報告第1号** 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の報告について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。

報告第1号「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の報告について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の相沢でございます。私から、報告第1号「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の報告について」御説明いたします。

今年度の調査結果については、令和3年12月24日(金)に、スポーツ庁が全国及び都道府県、政令指定都市ごとの結果を発表しております。本日は、札幌市が独自に作成いたしました資料をもとに、本市の結果の概要を御報告させていただきます。

なお、御報告の際、全国の結果等と比較した数値はもとより、過去数年に渡る経年変化の数値についてもお示ししておりますが、これは、札幌市として大切にしている、子どもの体力・運動能力や運動習慣等の状況がどのように推移しているのかということを重視した分析を行っていることによるものです。

それでは、お手元の「資料1」を御覧ください。

こちらは、札幌市における結果のポイントをまとめたものです。まず、【実技

の状況】でございますが、一点目、体力・運動能力の総合的な指標であります「体力合計点」につきましては、全国的な傾向と同様に、コロナ流行前であります令和元年度に比べまして、小中男女ともに低下しました。

続いて、【質問紙調査】についてでございますが、一点目にありますとおり、小中男女ともに「運動やスポーツをすることが好き」、「体育の授業は楽しい」と回答する児童生徒の割合につきましては、全国平均と同様の7割から9割程度の水準を維持しております。

二点目、「体育の時間を除く1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒」の割合については、小中男女ともに、コロナ以前の令和元年度と同程度の水準を維持しているというところでございます。

その他の調査結果の詳細と、今後に向けての方針につきましては、後ほどまた御説明をさせていただきます。

次に、「資料2-1」を御覧ください。

こちらは、小学校5年生の「実技の状況」結果の経年変化をまとめたものでございます。左側が男子、右側が女子の折れ線グラフとなります。オレンジの線は札幌市の平均、グレーの線は札幌市を除いた北海道の平均、青い点線が全国平均の値を表しています。

先ほど御説明いたしました「体力合計点」は、左側の男子と右側の女子のいずれも右下のグラフで表しておりますが、体力合計点は、各種目10点で合計80点満点の総合点で表しております。札幌市、北海道、全国の平均いずれも男女ともに低下したという状況でございます。

続いて個別の種目でございますが、男子、女子ともに一番上の段の右側にあります、柔軟性の指標である「長座体前屈」のグラフを御覧ください。これにつきましては、ともに数値が上昇しています。

一方、中段左の敏捷性の指標であります「反復横跳び」、真ん中の全身持久力の指標であります「20mシャトルラン」については、男女ともに大きく低下する傾向にありました。

そして下段の左、跳躍能力の指標である「立ち幅跳び」についても、同様に大きく低下しております。

続きまして、「資料2-2」を御覧ください。

こちらは、中学校2年生の分析になります。同じく左側が男子、右側が女子となっており、それぞれ一番下の段、真ん中の大きなグラフが「体力合計点」を表しております。

小学生同様、札幌市、北海道、全国の平均いずれも男女ともに低下傾向という

結果となりました。

続いて、個別の種目でございますが、男女それぞれ上段一番右の「反復横跳び」を御覧ください。男女ともに大きく低下しております。更に、中段左側の「持久走」、右隣の「20mシャトルラン」、そして一番右側の「立ち幅跳び」のいずれも、大きく低下する結果となりました。

なお、例年全国的な傾向として、大都市及び中核市の結果は、その他の都市や町村、へき地等を下回る傾向が見られております。これは、都市の規模や立地などによる子どもたちの生活スタイルの違いが影響しているものと思われま

す。次に、「資料3」を御覧ください。

こちらは、児童生徒に対する「質問紙調査」の結果から、一部、重要と捉えている項目を抜粋したものでございます。オレンジの折れ線グラフが全国、棒グラフが札幌市を示しており、青が男子、黄色が女子でございます。

まず、上段のグラフでございますが、冒頭に御説明したとおり、「運動やスポーツをすることが好き」と回答した子どもの割合は、小学校、中学校男女ともに、全国とほぼ同程度の7割から9割を維持しているという状況でございます。

続いて、中段のグラフでございますが、「体育の授業は楽しい」と回答した子どもの割合は、小中男女ともに、全国とほぼ同程度の8割から9割を維持している状況です。

続いて、一番下のグラフ、「体育の時間を除く1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合」でございますが、こちらは小中男女ともに令和元年度と同程度という結果になりました。全国平均と比較いたしますと、左側の小学校は男女ともにほとんど運動をしない子の割合は低いものの、右側の中学校では逆に高くなる傾向が続いています。

続いて「資料4」をご覧ください。

こちらは、T得点の結果をまとめたものでございます。ここで用いているT得点とは、実技種目や体力合計点の全国平均を50点とし、その値に対して、どのくらい上回っているか、或いは下回っているかを示す、偏差値のような数値でございます。

例えば、左側上段、小5男子の一番左の欄にある「握力」の「R3 札幌」の箇所を御覧ください。こちらには「51.3」とあります。これは、全国を1.3ポイント上回っていることを意味します。このように全国平均の50点と同じか上回っているものについては、網掛けで示しています。

次に、ひとつ右の「上体起こし」の欄を御覧ください。「R3 札幌」の「48.7」の数字の前に白星印が付いています。これは、一段下の「R 元札幌」の得点「48.3」

を上回っていることを意味します。このように前年に比べて得点が上昇したもののには、白星印を付けております。

それでは、「資料4」の左側、小学校についてです。

男女とも、「握力」「ソフトボール投げ」などを除き、T得点はほとんどの種目で全国平均に届いていない状況が続いております。また、前回と比較した場合は、男子では3種目、女子では6種目でT得点が高い結果となりました。

続いて右側を御覧ください。中学校につきましても、男女ともにT得点は全国平均と比較すると低い状況が続いております。また、前回と比較して、男子では高くなっている種目はなく、女子では2種目のT得点が高くなっております。

資料下段のレーダーチャートでございますが、これは、種目別のT得点について、全国と札幌の値を比較したもので、青が全国、赤が札幌市を示しています。

御覧のとおり、特にレーダーチャート下の部分に当たる「反復横跳び」、「20mシャトルラン」、中学校では「持久走」といったあたりが、全国と比較して差が大きい傾向が続いています。また、中学校の女子については、特に全国平均との差が全体的に大きくなっています。

最後に、「資料5」を御覧ください。

こちらは、札幌市独自にクロス集計を行ったものです。一番上の段のグラフは、「体力合計点」と「運動が好き」と回答している児童生徒の関係を示しています。

御覧のとおり、小中男女ともに、「運動が好き」と答えた児童生徒は、体力合計点が高くなる傾向が顕著に見られました。

続いて中段のグラフですが、こちらは「体力合計点」と「体育の時間を除く1週間の総運動時間」との関係を示したもので、小中男女ともに、運動時間が長くなるにつれて、体力合計点も高くなっている傾向が見られます。

一番下の段ですが、こちらは、今回新たに集計を行ったものでございまして、各学校が回答する「学校質問紙」の調査結果に基づき、「体育授業以外での、体力・運動能力の向上に係る取組」を行った学校と行っていない学校の間での「体力合計点」の平均値を比較したものです。

グラフの数字には直接現れておりませんが、本市では約7割の小中学校において、体力・運動能力の向上に係る取組を実施しているという状況にございます。

グラフからは、取組を「行った」「行っていない」に関わらず、体力合計点には、ほとんど差異が見られないという結果となりました。

これは、各学校における体力向上の取組が、現時点においては必ずしも実効性の伴うものになっていないということがうかがえるところであります。

ただし、主体的に運動に取り組むことが前提ということで、今後は「運動が苦

手」と考えている子どもにとっても、「やってみたい」「また挑戦してみたい」と思えるような取組となるよう、工夫改善を図るとともに、残り3割の学校も含めた全ての学校において、体力・運動能力向上の取組を行うことを目指してまいります。

以上が今年度の調査結果の概要となります。

事務局といたしましては、今年度、小中男女ともに体力、運動能力が低下したことを重く受け止めております。

本調査結果を踏まえた今後の方針につきましては、お手元の「資料1」の下段、「今後に向けて」を御覧ください。

実技の状況の低下傾向は、コロナの影響により、学校の活動が制限されたことが、その大きな要因の一つであると考えられます。

一方で、コロナ禍においても、子どもたちの運動や体育の授業に対する意欲に顕著な低下は見られなかったことから、引き続き感染予防に配慮した楽しい体育の授業の実現に向けた工夫・改善等の取組を、より一層充実させていくことが何よりも重要であると考えております。

併せて、運動習慣の形成を目指し、体育の授業以外で子どもの運動機会を創出する取組の充実を図ります。各学校で実施している体力・運動能力向上の取組が、子どもの実態に即した実効性の伴うものとなるよう、効果を上げている学校の取組を生かし、抜本的な見直しを図ってまいりたいと考えております。

加えて、大学等との連携を図り、継続的な課題である持久力や敏しょう性の向上に向けた効果的な取組を検討し、推進してまいりたいと考えております。

これらの方針を柱として、次年度の「さっぽろっ子『健やかな体』の育成プラン」を策定し、今年度中に改めて御報告いたします。

更に、次期まちづくり戦略ビジョンにおきまして、市民の健康活動促進を図る施策の中でも、「子どもの運動習慣づくり」を明確に位置付けることを目指してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○**檜田教育長** ありがとうございました。

ただ今、令和3年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の報告がございました。御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**石井委員** 一点、質問させていただきます。

先程、資料5の一番下、学校質問紙の結果に係る御説明の中で、現在7割の小中学校が体力・運動能力の向上に関する取組を行っているという御説明があっ

たのですけれども、効果を上げている学校ですとか、具体的な取組の例などがありましたら、教えてください。

○**学校教育部長** はい。効果を上げている学校の取組について、令和2年度の事例については、学校における運動機会の充実を図る環境整備推進事業の実践事例集としてまとめ、各学校に普及をしているところでございます。

引き続き、今年度の取組につきましても、同様の形で各学校に普及啓発してまいりたいと考えております。

具体的な取組事例としましては、子どもたちが思わず体を動かしたくなるような仕掛けを至る所に作るですとか、子どもたちが集まるホールに、自由に楽しんで体を動かすことができるような工夫をする、あるいは朝の時間帯にみんなでダンスをする、といったような例がございました。

どの子どもも簡単にアクセスすることができて楽しめるような取組を進めている学校は、特に効果が出てきているのかなという印象を持っております。

○**石井委員** わかりました。ありがとうございます。

○**阿部委員** 資料1に記載されております、「今後に向けて」というところですが、札幌市民のひとりとしては、今回の調査結果にはとても残念だなという感想を持ちました。

「今後に向けて」の中では表現されておりませんが、例えば家庭との連携、市民の皆様はこの情報をお伝えすることによって何かしらの協力を得るということも必要になるのではないかと思います。その辺りについてお考えがありましたら、教えていただけますか。

○**学校教育部長** まさに、この体力・運動能力も、学ぶ力も、委員御指摘のとおり、いかに家庭と連携していくかということが大切ですので、しっかりと取り組んでいく必要がありますし、家庭に情報をお伝えする方法についても同時に考えてまいりたいと思います。

○**佐藤委員** 資料1の今後に向けての3点目についてですが、持久力や敏しょう性の向上を図りたいということで大学等との連携ということが挙げられておりますが、今どのくらいまで連携、共同研究等が進んでいるのかを伺いたいです。

○**学校教育部長** 北海道教育大学と連携をして一つ調査結果をまとめたものを12月に各学校に報告書として示したところですが、その部分では、特に持久力と敏しょう性を高める運動でヒートアップ運動を考案しやってみて、具体的には2分間ランニングした後に15秒間バーピーやスクワット、ジャンプ等をやってから休憩という流れを5セット入れるというものです。手軽にできて運動の最初に入れる5分間の運動ではありますが、モデル校で実際に取り組んだ時に持久力と敏しょう性に係る200mシャトルランや反復横跳びにおいて効果あった旨を周知しているところです。

このような科学的なエビデンスがございますので、是非各学校で取り組んでいただきたいのと、併せて、大学の先生方とは、苦しい運動だと広がっていきませんので、楽しんで取り組めるような工夫をこれから行っていければという話をしています。

今後は運動機会が少ない子供たちに対してどういった形で具体的に進めていくとより運動機会が広がっていくかということについて、継続して大学と協力して研究を進めていこうと考えております。

○**佐藤委員** ありがとうございます。非常に具体的な形で成果を挙げられていてとても安心しました。引き続きよろしく申し上げます。

○**檜田教育長** 阿部委員からもありましたが、結果としては重たく受け止めておりますので、二極化ということでこれまで取り組んできましたが、やはり、広く底辺の底上げと言いますか、どの子ども、学校体育を通して楽しく運動する経験を数多くしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

【議 事】

◎**議案第1号** 令和4年度全国学力・学習状況調査の札幌市の対応について

○**檜田教育長** 続いて議案第1号、「令和4年度全国学力・学習状況調査の札幌市の対応について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の相沢でございます。私から議案第1号「令和4年度の全国学力・学習状況調査への対応」について御説明いたします。

まず、お手元の資料のインデックス「資料1」のページを御覧ください。12月21日付けで、文部科学省から令和4年度全国・学力学習状況調査の実施について通知があり、併せて、インデックス「資料2」により、本調査への参加及び協力について照会がありました。

全国学力・学習状況調査の実施につきましては、平成19年度の実施以来、市民の関心が高く、市議会においてもたびたび取り上げられておりますことから、これまで同様、令和4年度の調査につきましても、札幌市の対応方針について教育委員会会議に付議することといたしました。

まず、令和4年度全国学力・学習状況調査の概要について説明させていただきます。

インデックス資料3のページを御覧ください。こちらは令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領でございますが、1枚めくって2ページを御覧ください。ページ中段の「5 調査実施日等」の(1)にありますように、本体調査の実施日は令和4年4月19日火曜日でございます。

令和3年度調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みて5月に実施されましたが、令和4年度調査につきましては、例年どおり4月の実施日に戻すこととされております。

また、8ページの「9 留意事項」になりますが、「(3)調査日等の変更等」を御覧ください。

こちらには何らかの事情で調査実施日に実施できなかった場合の後日実施の期間について記されておりますが、通例、調査日の翌日から約2週間とされていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮いたしまして、令和4年度も令和3年度同様、約1か月間期間が延長されております。

次に、インデックス「資料1」のページを御覧ください。

令和4年度調査実施要領の令和3年度からの主な変更点については、中段に示されている2点となっております。

1点目は、教科に関する調査の教科に、理科が加わる点です。

理科については、これまで3年に1度程度実施されておりました。平成24年度に初めて導入されております。その後平成27年度、平成30年度にも行われ、当初の予定では、令和3年度に実施される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度調査が見送られたことから、来年度の実施にスライドされている形になっております。

2点目は、児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、学校の端末を活用したオンラインによる回答方式が実施される点が変更点となります。

現在、文部科学省では、全国学力・学習状況調査について、1人1台端末を活用して実施する、いわゆるCBT化に向けた取組が進められております。

児童生徒質問紙調査につきましては、令和6年度を目途に、オンラインによる回答方式を、原則、全児童生徒を対象として導入する予定とされております。

令和3年度調査におきましては、一部の国立大学付属学校100校程度で試行的に実施されたところです。この試行を踏まえまして令和4年度につきましては、規模を拡大し、全国で約20万人の児童生徒を対象に、希望する学校において、1人1台端末を活用したオンラインによる回答方式で実施される予定です。

次にインデックス資料3の10ページを御覧ください。

10ページに調査の実施に関する時間割モデルがありますが、補足を御覧ください。この補足にあるとおり、児童生徒質問紙調査をオンラインによる回答方式で行う学校につきましては、教科に関する調査を一斉実施日である令和4年4月19日（火）に実施し、児童生徒質問紙調査については、必ずしもそのあとに実施ということではなくて、4月19日（火）から4月28日（木）の一定期間内のいずれか指定された日に別途実施することになります。

以上御説明させていただきましたことを踏まえまして、今回お諮りしたいことは1点になります。インデックス「別紙」のページを御覧ください。

お諮りしたい1点とは、令和4年度調査への対応についてであります。教育委員会といたしましては、本調査の結果を活用し、「札幌市教育振興基本計画」に位置付けている、「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」に基づく教育施策について、札幌市全体の状況を把握し、改善を図っていくこと、あるいは各学校においても、児童生徒の学習状況等に応じた教育指導の充実改善に役立てていくことが重要であると考えていることから、これまでと同様、本調査に参加及び協力することとしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今、事務局から令和4年度全国学力・学習状況調査の原案としては参加及び協力するという事で議案として提出いただいておりますが、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** オンライン化ということで、少し工夫しながら令和6年度からは完全に端末を使って、それに向けたエビデンスを見ながら、実施をさせていただきます。

それでは議案第1号については提案どおり決定とさせていただきます。

◎**議案第2号 令和4年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について**

○**檜田教育長** 続きまして議案第2号「令和4年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)」についてです。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の丹尾でございます。

議案第2号、令和4年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)につきまして、御説明いたします。

議案書をおめくりいただき、実施要領を御覧ください。

まず、「1 概要」ですが、点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施するもので、本市におきましては、「札幌市教育振興基本計画<改定版>」の進行管理も兼ねております。

「2 協議」につきましては、昨年度と同様、教育委員会が所管する各事業・取組における課題や今後の方向性について、教育長及び教育委員の皆さまに御協議いただきたいと思いますと考えております。

「3 授業視察及び児童生徒等との意見交換」ですが、来年度につきましても、新型コロナウイルスの感染状況等を注視しながら、感染防止対策を十分に講じたうえで視察を実施したいと考えております。

「4 学識経験者の知見の活用」につきましては、点検・評価結果の客観性を確保するため、学校教育及び社会教育分野に精通する2名の方から、教育振興基本計画に掲げる3つの基本的方向性ごとに御意見を頂戴する予定でございます。

昨年度に引き続き、北海道教育大学札幌校の戸田 まり(とだ まり)教授と、札幌大谷大学の和田 佳子(わだ よしこ)教授にお願いする予定でございます。続いて裏面を御覧ください。

「5 報告書の構成」についてですが、今年度と同様、本編の3つの章と資料編とでの構成としております。

なお、第一章「2 令和3年度の活動状況等」のなかには、昨年10月に行った授業視察及び児童生徒等との意見交換について記載いたします。

次に、「6 報告書の決定・議会提出・公表」につきましては、今年度と同様、第3回定例市議会への提出を予定しております。

最後に「7 スケジュール」を御覧ください。

実施要領が決まりましたら、事務局で調書の作成作業等を進めまして、皆さまには5月中旬から8月上旬にかけて2回程度、協議をしていただきたいと思いますと考えております。

御説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただいま、内容については3年度になりますが、4年度の教育委員会事務点検・評価実施要領（案）について事務局から説明がありました。御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

基本は去年度の実施の方法と同じ手順で進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○**檜田教育長** それでは議案第2号につきましても、提案通りの決定とさせていただきます。

○**檜田教育長** 議案第3号から第10号までは公開しないことといたしますので、傍聴の方は、大変恐縮ではございますが、ご退席をお願いいたします。

以下 非公開

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 議案第4号からは、「議会の議案についての市長への意見の申出について」ということで進めてまいります。まず、議案第4号は、青少年山の家等に関することですが、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の丹尾でございます。

本件は、2月15日開会の第1回定例市議会に「札幌市青少年山の家条例及び札幌市定山溪自然の村条例の一部を改正する条例案」の議案を提出するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長に対し教育委員会として意見を述べるために提出したものでございます。

それでは、条例改正の概要につきまして、生涯学習推進課長の村上より御説明いたします。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進課長の村上でございます。

お手元の議案書を一枚おめくりいただき、資料「【改正概要】札幌市青少年山の家条例及び札幌市定山溪自然の村条例の一部改正」を御覧ください。

まず、「1改正内容及び理由」の「(1)成年年齢の引き下げについて」でございますが、令和4年4月1日より施行される「民法の一部を改正する法律」によりまして、民法に規定する成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになり、様々な法律行為等に必要な年齢要件が原則として引き下げられることとなります。

次に「(2)青少年山の家及び定山溪自然の村の使用に係る引率者の年齢要件の引下げについて」を御覧ください。

青少年山の家及び定山溪自然の村におきましては、「札幌市青少年山の家条例」第8条第3項及び「札幌市定山溪自然の村条例」第7条第3項の規定によりまして、18歳未満の者が施設を使用する場合において「20歳以上の引率者」がいなない場合は、その使用の承認をしないこととしております。これは、両施設が宿泊も可能な施設であり、18歳未満の者が施設を使用する場合におけるトラブルや事故の防止等のために、成年者の引率が必要という趣旨で定めているものでございます。

従いまして、民法改正による成年年齢の引下げに伴い、当該規定中の成年年齢「20歳」を「18歳」に改める改正を行うという内容でございます。

なお、「2施行期日」にありますとおり、施行は民法改正と同日の令和4年4月1日としております。

私からは以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。本件につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 議案第5号は、同じく「議会の議案についての市長への意見の申出について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 本案は、2月15日開会予定の第1回定例市議会におきまして、「札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案」が提案され、その中に教育委員会事務局及び学校の職員分も含まれますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

早速ではございますが、【資料2】を御覧ください。

今回、意見を求められている部分は、第1条第3号の「教育委員会の職員」についてでございます。

まず、「ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員」についてですが、資料一番下のインデックス、「参考資料」の1ページを御覧ください。

教育委員会事務局に属する職員の定数については、教職員課人事係一般職の1人増で、現行の291名から292名に改正されます。

次に、「イ 学校に属する職員」についてです。【参考資料】の2ページを御覧ください。

教諭、学校事務職員等、学校に属する職員の定数が、現行の9,631名から、18名増加して9,649名に改正されます。

教員や学校事務職員の定数につきましては、「学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、令和4年度の児童生徒数の推計値等に基づいて算出しております。

具体的には、教員の定数については34人増加となりますが、主な要因は小学校3年生における少人数学級拡大及び公立夜間中学校の開設等によるものです。

その他、調理員等現業職員の定数については、学校給食調理業務の委託化等に伴い、減少となるものです。

つきましては、議案書にありますとおり、条例改正の内容は適当であるとする
こととしてよろしいか、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。札幌市職員の定数条例に関する意見と
いうことで、説明がございました。

御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**佐藤委員** 調理員の減が10名ということで、数字上は少し大きいように見え
ますけれども、これはこれまで計画的に実施してきた、統廃合等の影響なのでし
ょうか。

○**檜田教育長** この部分は、給食調理を民間に委託したことや、定年退職者を不
補充としたことなどによって、結果として直営の調理員が減少したものと思
います。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第5号については、提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続いて議案第6号は、同じく「議会の議案についての市長への意
見の申出について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 本案につきましても、令和4年第1回定例市議会におきまし
て、令和3年度一般会計補正予算案が提案され、その中に教育委員会関連分も含

まれておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、当該補正予算案に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

補正予算の詳細につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

○**総務課長** 総務課長の井上でございます。それでは、今回の補正予算案の内容について御説明させていただきます。議案書を 1 枚おめくりいただき、「令和 3 年度一般会計補正予算案について（総括表）」を御覧ください。

まず、1 番目の項目「1 歳入歳出予算」でございますが、今回の定例市議会には、歳入で 5 事業、計 28 億 8,739 万円、歳出で 8 事業、計 81 億 3,400 万円の補正案を提案させていただいております。

各事業の補正の内容につきましては、ページを 2 枚おめくりいただきまして、「令和 3 年度一般会計補正予算案について（項目別）」の資料にて御説明させていただきます。

まず、「1 歳入歳出予算」「(1) 国の補正予算を受けての補正（前倒し）」でございますが、こちらは、令和 3 年度の国の補正予算を受け、早期の財源確保のため、国費に相当する分を令和 4 年度当初予算から切出し、令和 3 年度に前倒しで予算化を行うものとなります。

初めに「ア ICT 関連」でございますが、こちらでは、一人一台端末の運用を支援するヘルプデスク窓口の運用等に係る費用及び各学校の指導者用タブレット端末の不足分を整備する費用のうち国費に相当する分、つまり国の補助が一部でも得られる分について計上しております。

内訳としましては、ヘルプデスク窓口の運用等に係る費用として 1 億 5,300 万円、不足分教員用タブレット端末整備費として 1 億 8,200 万円としております。

次に「イ 新型コロナウイルス感染症関連」では、市立幼稚園や各市立学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要な衛生用品や備品の購入に必要な費用のうち国費に相当する分を計上しております。

こちらはこれまでと同様、国の実施要領に基づき、児童生徒数等に応じて各学校に 90 万円から 360 万円を配分することとした内容でございます。

国の補正を受けた補正の最後となりますが、「ウ 学校増改築等関連」では、資料中、4 事業それぞれの工事等に要する費用のうち国費に相当する分を計上しております。

次に「(2) 所要額の増加による補正」でございますが、こちらは令和 3 年度の学校給食扶助費において、当初予算で見込んでいた必要者数よりも対象者が

850名程度増加している状況にあり、当該扶助費の不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。増加理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症による世帯の所得等の減少が影響しているものと考えております。資料にもございますけれども、これは就学援助に関する予算となります。

なお、資料中の歳入「学校給食費」は、増額した学校給食扶助費のうち、特別支援教育就学奨励費対象者に係る経費が一部、国庫補助金の対象となっておりますため、その受入分の歳入として増額を行ったものとなります。

補正予算の説明、最後となりますが、1 ページお戻りいただき「2 繰越明許」を御覧ください。

こちらは、ただいま「1 歳入歳出予算」で御説明いたしました国の補正を受けて補正するものとした7事業、計81億1,500万円に関連したものでございます。これらの事業は、事業着手が年度末となり、当該年度中にその支出を終えることが困難となりますため、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費として設定をさせていただくものでございます。

令和3年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会関連分の概要の御説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**佐藤委員** 御提案については問題ないと思っております。

関連することについてお伺いしてもよろしいでしょうか。教育の情報化、GIGAスクール構想の部分なのですが、ヘルプデスク窓口の具体的な業務内容を教えていただきたいということと、秋に学校へ視察に参りました時に、各学校のWi-Fi環境について補強を図っているということをお伺いしたのですが、その進行状況についてもお知らせいただければと思います。

○**総務課長** ヘルプデスクにつきましては、一言で申しますとコールセンター的な業務を外部に委託しているものであります。教育委員会の担当職員は限られておりますけれども、学校は300校近くございますので、色々な機器に関する問い合わせが多いものですから、そういった業務を委託して、各学校をフォローしているという状況です。

○学校 ICT 推進担当 学校 ICT 推進担当の高村です。二点目の御質問に関してですけれども、現在、無線 LAN の追加整備を進めておりまして、2月末までには全ての小中学校に2台を追加整備できる予定となっております。

○佐藤委員 ありがとうございます。そうしますと、ヘルプデスク窓口というのは、実際にもう運用が開始されているということですね。

○学校 ICT 推進担当 おっしゃるとおりで、既に運用は始まっております。

○佐藤委員 そうですか。その稼働状況はいかがでしょう。

○学校 ICT 推進担当 現状、多くの学校に御利用いただいている状況です。

従前から、既存の校務支援システムやコンピュータ教室のPCに係るヘルプデスク窓口を設けておりまして、その延長上となりますため、各学校としても有効に活用できている状況かと思えます。

○佐藤委員 それは学校の先生が、こういう教材を作りたいがどうしたらいいか、といったような質問を直接電話等で問い合わせることができるのですか。

○学校 ICT 推進担当 はい。先生から直接、窓口へ連絡していただく形としてあります。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第6号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第7号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 続きまして議案第7号、「議会の議案についての市長への意見の申出について」でございます。令和4年度当初予算についてです。事務局から説

明をお願いいたします。

○生涯学習部長 本案は、令和4年第1回定例市議会において提案される、令和4年度一般会計予算案の中に教育委員会関連分も含まれておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、当該予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

令和4年度の教育費予算の編成においても、事務点検・評価などをはじめ、教育委員の皆様からいただいた御意見・御指摘等を踏まえながら、市財政局へ予算要求を行ったところでございます。

財政局による査定の中で、一部事業実施にかかる経費の見直し等がなされましたが、概ね要求どおりの予算額となっております。限られた予算ではございますが、より効果的・効率的な事務の執行により、更なる教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

当初予算の概要等につきましては、総務課長より御説明を申し上げます。

○総務課長 それでは、具体的な教育費予算案について御説明いたします。次のページにございます「令和4年度一般会計当初予算案について」を御覧ください。

まず、初めに、教育委員会全体の令和4年度予算案の概要を御説明させていただきます。「1 令和4年度予算総括」の表の太枠「4年度予算(案)」の一番上、「歳出合計」の欄を御覧ください。なお、これ以降、100万円未満は切り捨てて御説明させていただきます。

令和4年度の歳出予算額といたしましては、427億7,200万円となり、左の令和3年度予算額と比較しますと、11億3,500万円、率にしますと、2.6%の減となります。

次に、各部の令和4年度の歳出予算額について、御説明いたします。はじめに、「歳出合計」の内訳、「生涯学習部」の欄を御覧ください。

令和4年度の予算額は、342億1,800万円となり、左の令和3年度予算額と比較しますと、13億5,000万円、率としては、3.8%の減となっております。

次に、「学校教育部」の欄を御覧ください。

令和4年度の予算額は、75億6,700万円となり、左の令和3年度予算額と比較しますと、2億200万円の増、率にしますと、2.8%の増となっております。

最後に「中央図書館」の欄を御覧ください。

令和4年度の予算額は、9億8,600万円となり、左の令和3年度予算額と比較しますと、1,200万円、率にして、1.3%の増となっております。

教育委員会所管の歳出予算の主な増減理由でございますが、まず、教育委員会予算全体の減につきましては、先程、議案第6号にて御説明させていただきましたとおり、国の補正予算を受け、学校改築費など計7事業を前倒しで予算化したことによる減でございます。

前年と比較して、予算額に増減が見られる主な事業については、「2 主な増減理由」に記載しておりますので後ほど御覧ください。

なお、資料中「学校施設整備関連」でございますが、学校施設の改築等に係る事業につきましては、多岐にわたりますことから、局別施策の概要に記載されております学校新增改築費、学校用地取得造成費、学校施設改修費を学校施設整備関連として一括で記載させていただいております。

次に、資料の下段「3 主な新規事業等」でございますが、こちらには主な新規事業・レベルアップ事業を記載しておりますので、こちらにつきましても、後ほど御確認くださいよう、お願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしております「令和4年度 局別施策の概要」により、令和4年度において、特に力を入れて取り組む各部の事業につきまして、御説明させていただきます。

なお、こちらの局別施策の概要につきましては、2月1日に予定されております市長記者会見後に改めて製本されたものをお配りさせていただきます。

それでは、局別施策の概要を1枚おめくりください。

100ページの上段、「教育委員会管理費」の上から4番目、「GIGAスクール構想推進費」では、小中学校における一人一台端末の予備機や学習用ソフトなどの環境整備を進め、引き続き一人一台端末を活用した授業の充実を図ってまいります。

次に、101ページの下段、「学校給食費」の上から2番目、「学校給食費公会計化事業費」では、令和5年度からの給食費公会計化に向けて必要となるシステムの構築等を行います。この公会計化によって、これまで各学校が独自に行っていた学校給食費の徴収管理を教育委員会が一括して担うことになり、業務の効率化及び学校の業務負担の軽減を図ることで、より質の高い教育活動の実現につなげてまいります。

最後に、103ページの上から2番目、「学校改築費」では、老朽化が進んだ学校施設を対象に順次改築を実施しており、令和4年度は、本町小学校など5校の改築工事等や、明園小学校、向陵中学校などの改築に向けた実施設計などを行ってまいります。

以上で生涯学習部の説明を終わります。

○**学校教育部長** 学校教育部長の相沢でございます。続きまして、学校教育部の予算について御説明いたします。

お手元の局別施策の概要105ページを御覧ください。

105ページの上から3番目、「公立夜間中学関係費」では、令和4年4月に開校する星友館中学校の運営管理費として、きめ細かな対応を可能とするための外部人材の活用に係る経費などを計上し、様々な理由で義務教育を受ける機会を得られなかった方々への学びの場の提供に取り組んでまいります。

同じく、105ページの上から4番目、「学校教育指導費」の一番下でございます。「義務教育学校関係費」では、令和5年4月に開校を予定している、(仮称)福移義務教育学校にかかる教室整備や、将来開校を予定している定山溪地区及び真駒内地区における義務教育学校の開設準備に要する経費を計上しております。

最後に、106ページの上から2番目でございます「相談支援パートナー事業費」では、不登校の子どもや家庭に対するきめ細やかな支援を行う相談支援パートナーについて、引き続き中学校全校への配置を維持するとともに、小学校への配置を現状の40校から100校に拡充するなど、支援体制の強化に向けた取り組みを行ってまいります。

以上で学校教育部の説明を終わります。

○**中央図書館長** 中央図書館長の矢萩でございます。中央図書館の予算について御説明いたします。

108ページの上段、「中央図書館運営管理費」では、中央図書館の施設を運営管理していく経費の他、電子書籍を含めた図書購入に要する費用を計上しております。

電子書籍の貸出につきましては、これまでも蔵書の拡充による環境整備に加え、様々な機会を捉え、市民へのPRを行ってきたところですが、このコロナ禍にあつて、来館せずに貸出を受けられるという利便性も相まって、近年、特に貸出冊数が増加してきております。

このような状況にあることから、引き続き電子書籍の蔵書を拡充することで、より多くの市民が気軽に読書の機会を得られるよう、環境の整備に向けた取組を進めてまいります。

以上で中央図書館の説明を終わります。

○**生涯学習部長** 以上、令和4年度一般会計当初予算案の概要でございます。

つきましては、議案第7号の意見書に記載しておりますとおり、その内容につ

いて適当とすることとしてよろしいか、御審議の程よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**中野委員** 108 ページの言葉が分からなかったのですが、「図書館デビュー事業」というのは、具体的にどのような事業なのでしょうか。

○**中央図書館長** 図書館デビュー事業につきましては、乳幼児のお子さんで、初めて図書館に来られた方を対象としておりまして、具体的には、保護者がお子さんを連れてくるわけですけれども、そこで読み聞かせですとか、一緒に簡単な遊びをする、絵本を貸し出すといった取組を行っており、参加者からも大変好評をいただいているところでございます。

○**中野委員** いわゆる、「公園デビュー」の図書館版みたいなことですか。「図書館デビュー」という言葉があるのかというのがわかりませんで。

○**中央図書館長** 「図書館デビュー」というのはあくまで事業名ですので、あまり一般的ではないかもしれませんが。意図としては、まさしく「公園デビュー」に引っ掛けたものではあります。

○**中野委員** ありがとうございます。

○**檜田教育長** えほん図書館がとても好評いただいている、開館からもう5年になりますでしょうか。

○**石井委員** 私も、子どもが乳幼児の頃は、とてもお世話になっていました。

○**檜田教育長** 図書館デビュー事業は、えほん図書館の開館当初から、お子さんにも、保護者のみなさんにも親しまれている事業です。

他にございますでしょうか。

○**阿部委員** 106 ページの相談支援パートナー事業について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。現在小学校で40校のところを100校にしてい

たいというお話でしたが、実際この相談支援パートナーはどのような方を採用しているのでしょうか。また、具体的にどのような業務を担っているのかを教えてくださいたいと思います。

○**児童生徒担当部長** 相談支援パートナーについて、特に要件は設けておりませんので、各学校の退職教員ですとか卒業生の保護者、地域で児童委員を務めていた方などの中から有償ボランティアとして任用し、時給 800 円という形をお願いをしております。

中学校では、教室に入れず別室登校をしている子どもの対応ということで、相談や学習支援の役割を担っていただいております。

小学校については、午前中の 4 時間程度と比較的短時間ではありますが、朝の時間帯に行き渋りのお子さんに対する電話掛けや自宅へのお迎えを行っていただいております。一定の効果を上げていることから、今後、対象校を拡大していこうというところがございます。

○**阿部委員** 40 校から 100 校に増やすということは、現状導入している 40 校ではかなりのニーズがあったということなののでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 小学校の不登校児童数がここ数年増加傾向にある中で、特に小学校は教員数が少なく、担任外の教員が職員室に 2、3 名しかおりませんので、先程申し上げた電話掛けやお迎えといった対応が難しいのが現状です。

そういう意味でも、相談支援パートナーのような「動ける」人材のニーズは多いのではないかと推察しております。

○**阿部委員** 弊社にも、お子さんが不登校ですとか、一時的に学校に行きたがらないというような悩みを抱える保護者から、お問い合わせをいただくことがあるのですが、保護者には、こういった相談支援パートナーという人材がいるということは、ある程度認知されているのでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 中学校は必ず春先に周知をしておりますし、小学校については、配置校の保護者には周知しております。ただ、札幌市全体の認知度としては少ないのかもしれませんが。

これから、配置校を拡充していく中で、支援の在り方などについて周知してまいりたいと考えております。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤委員 105 ページにあります外国語指導助手関係費に関しまして、ALTには直接雇用と派遣の2パターンがあったと思うのですが、入国制限等がかかっている状態で、人材確保の見通しはどうなっているのでしょうか。

以前、コロナとは別の理由で人材が確保できなかったということがありましたよね。そういったような不安というのは払拭できる状況にあるのでしょうか。

○教職員担当部長 過去にあった、契約に絡む人材不足についてはそのような状況にはございません。

コロナ禍において、入国できないなどの理由で当初想定していた配置ができない場合には、現状いらっしゃる方に複数校を兼務していただくとか、色々と調整をしながらやりくりしているというのが現状です。

○佐藤委員 派遣されてくる方の方が数としては多いですよ。派遣会社では確保見通しについて何か言っていましたか。

○教職員担当部長 現状では特にありません。仮に確保が難しい状況になったとしても、教育委員会と連携しながら適切に対応してきているところであります。

○佐藤委員 わかりました。4月からの確保に向けて、引き続きよろしく願いいたします。

○檜田教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第7号については、提案どおり決定させていただきます。